

基本計画見直しの進め方(意見聴取)について

令和5年1月23日

内閣官房国土強靱化推進室



1. 基本計画見直しの進め方(意見聴取)について----- P2
2. 意見聴取について----- P3

1. 基本計画見直しの進め方(意見聴取)について

- 基本計画の見直しは、国土強靱化基本法第17条第1項(①～③)、同第10条第3項(④)に定める次の手順で行う。
- また、同法第17条第7項に基づき、あらかじめ、都道府県、市町村、学識経験を有する者及び国土強靱化に関する施策の推進に関し密接な関係を有する者の意見を聴く。
- 概略スケジュールは以下を想定する。

政府の
国土強靱化推進本部
(2月)

①脆弱性評価の指針 本部決定

*基本法17条1項

都道府県、市町村、
学識者、関係団体等へ
の意見聴取

*基本法17条7項

～4月

②脆弱性評価の実施

*基本法17条1項

③基本計画の案の作成

*基本法17条1項

パブリックコメント実施*

*法定ではない

夏頃

④基本計画の閣議決定

*基本法10条3項

2. 意見聴取について

○ 次の案で行うことを予定している。

1. 意見聴取先

- 現行の基本計画策定時に行った意見聴取と同様、次の方々に意見聴取を行う。

法第17条第7項の規定	意見聴取先
都道府県、市町村	全都道府県知事、全市区町村長
学識経験を有する者	ナショナル・レジリエンス懇談会各委員
国土強靱化に関する施策の推進に関し密接な関係を有する者	<ul style="list-style-type: none"> • 4経済団体(日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会、新経済連盟) 地方経済連合会(北海道経済連合会、東北経済連合会、北陸経済連合会、中部経済連合会、関西経済連合会、中国経済連合会、四国経済連合会、九州経済連合会) • 日本医師会、日本歯科医師会、全国社会福祉協議会 • 全国農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会、全国土地改良事業団体連合会、全国森林組合連合会、大日本水産会 • 全国消費者団体連絡会 • レジリエンスジャパン推進協議会

2. 意見聴取期間

- 脆弱性評価に先立ち、令和5年1月下旬の配布、回答期間3週間程度を予定する。

3. 意見聴取項目

(1) 国土強靱化の推進全般について

国土強靱化を推進する上で、課題や必要な施策等と考えられることについて、脆弱性(予備)評価の結果(案)や基本計画第1章の基本的考え方(たたき台)を参考に意見を伺う。

(2) 優先順位の高いプログラムについて

国土強靱化を推進する上で、近年の災害からの教訓や地域特性等を踏まえ、優先順位の高いと考える、新たな35の「起きてはならない最悪の事態」を回避する施策群(プログラム)について伺う。

4. 意見の取り扱い

- 意見については、内閣官房及び関係各府省庁において、脆弱性評価及び基本計画の検討に際し、参考とする。